

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	堺市立南図書館ホールの使用の許可	
根拠法令・条項	堺市立図書館条例第4条 堺市立南図書館ホール管理運営規則第3条第3項	
所 管 課	中央図書館	南図書館
審 査 基 準	堺市立図書館条例第4条および堺市立南図書館ホール管理運営規則第3条第3項の規定に基づき審査する。 第4条 堺市立南図書館のホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 前項の使用の許可を受けた者のうち、法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとするものは、別表第2に定める金額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 第3条 条例第4条の規定により使用の許可を受けようとする者は、堺市立南図書館ホール使用申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の12か月前の日から受け付けるものとする。 3 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) ホールの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 専ら営利を目的として使用しようとするとき。 (4) 政治的活動又は宗教的活動のために使用しようとするとき。 (5) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。 4 教育長は、ホールの使用を許可したときは、堺市立南図書館ホール使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付する。	
標準処理期間	標準処理期間	即日～7日程度
	標準処理期間を設定できない理由	